自己点検票(指定通所介護事業)

項目	確認事項	根拠法令等	はい	 いいえ
基本方針	1 基本方針 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第98 条		
人員に関	1 従業者の配置の基準 (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。	都条例第111号第99 条第1項第一号 都規則第141号第17 条第1項第一号 都要領第三の6の1の (1)の③④		
する基準	(2) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 指定通所介護の単位(指定通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数を配置しているか。 ※看護職員は提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図っているか。また、提供日ごとに当該事業所において利用者の健康状態の確認等を行う時間帯は、専従しているか。	都条例第111号第99 条第1項第二号 都規則第141号第17 条第1項第二号 都要領第三の6の1の (1)の⑥		
	(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。	都条例第111号第99 条第1項第三号 都規則第141号第17 条第1項第三号 都要領第三の6の1の (1)の⑤		
	(4) 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか。	都要領第三の6の1の (1)の②		
	(5)機能訓練指導員機能訓練指導員は1人以上確保されているか。 機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度を配置しているか。	都条例第111号第99 条第1項第四号 都規則第141号第17 条第1項第四号 都要領第三の6の1の (1)の⑦		
	(6) 指定通所介護の単位ごとに、(3)の介護職員を、常時1人以上従事させているか。	都条例第111号第99 条第1項 都規則第141号第17 条第2項		
	(7) (5)の機能訓練指導員は、次に掲げる、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・おん摩マッサージ指圧師・さゆう師 ※ はり師及びきゅう師の資格については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	都条例第111号第99 条第1項 都規則第141号第17 条第4項 都要領第三の6の1の (3)		

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	い
二 人	(8) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の者であるか。	都条例第111号第99 条第1項 都規則第141号第17 条第6項			
員に関する	2 管理者 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において指定通所介護事業所を管理する者 を置いているか。	都条例第111号第 100条第1項 都要領第三の6の1の (4)			
る基準	(2) 管理者は、専ら当該指定通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の 他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	都条例第111号第 100条第2項 都要領第三の6の1の (4)			
三設備	1 設備及び備品等 (1) 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	都条例第111号第 101条第1項			
に関する基準	(2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。 ① 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ※3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるが、狭隘な部屋、スペースを多数設置することにより面積を確保していないか。 ※機能訓練室等は、その機能を十分に発揮しうる適当な広さを有し、原則として、同一の室内で必要な面積を確保しているか。	都条例第111号第 101条第2項 都規則第141号第18 条第一号 都要領第三の6の2の (2)			
	② 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	都条例第111号第 101条第2項 都規則第141号第18 条第二号			
	(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しているか。	都条例第111号第 101条第1項 都要領第三の6の2の (3)			
	(4) 設備に係る共用 設備を共用する場合、都条例第109条第2項において、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定められているところであるが、衛生管理等に一層努めているか。	都条例第111号第 101条第1項 都要領第三の6の2の (4)			
	(5)(1)の設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	都条例第111号第 101条第3項			
	(6) (5)ただし書きの場合(指定通所介護事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出ているか。また、宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都に報告しているか。	都条例第111号第 101条第4項 都要領第三の6の2の (5)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三設備に関する	(7) 指定通所介護事業者は、届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日内に知事に届け出るよう努めているか。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに知事に届け出るよう努めているか。	都条例第111号第 101条第4項 都要領第三の6の2の (5)			
る基準 四 運	1 管理者 (1) 管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込に 係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第111号第 112条(第51条第1項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の2の3の			
営に関する基準	(2) 管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に都条例「第7章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるための指揮命令を行っているか。	(1)参照) 都条例第111号第 112条(第51条第2項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の2の3の (1)参照)			
	2 運営規程 (1) 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間(8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること) ④ 指定通所介護の利用定員 ⑤ 指定通所介護の利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 指定通所介護の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務) ① その他運営に関する重要事項	(1)			
	3 勤務体制の確保 (1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することができるよう各 指定通所介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤 務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にすること。	都条例第111号第 103条第1項 都要領第三の6の3の (2)の①			
	(2) 当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定通所介護については、この限りでない。	都条例第111号第 103条第2項 都要領第三の6の3の (2)の②			
	(3) 従業者に対して研修の機会を確保しているか。(令和6年3月31日まで努力義務) その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	都条例第111号第 103条第3項 都要領第三の6の3の (2)の③(第三の2の3 の(3)の③参照)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関	(4) 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	都条例第111号第 103条第4項 都要領第三の6の3の (2)の④(第三の1の3 の(6)の④参照)			
する基準	4 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日まで努力義務) (1) 指定通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例第111号第 112条(第11条の2第 1項準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (7)の①,②参照)			
	(2) 通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	都条例第111号第 112条(第11条の2第 2項準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (7)の③,④参照)			
	(3) 指定通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	都条例第111号第 112条(第11条の2第 3項準用)			
	5 内容及び手続の説明及び同意 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。また、文書は、わかりやすいものとなっているか。	都条例第111号第 112条(第12条第1項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (8)参照)			
	6 提供拒否の禁止 指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではいないか。	都条例第111号第 112条(第13条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (9)参照)			
	7 サービス提供困難時の対応 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第111号第 112条(第14条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (10)参照)			
	8 受給資格等の確認 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	都条例第111号第 112条(第15条第1項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (11)の①参照)			
	(2) 指定通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するよう努めているか。	都条例第111号第 112条(第15条第2項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (11)の②参照)			
	9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定通所介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第 112条(第16条第1項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (12)の①参照)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営	(2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第 112条(第16条第2項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (12)の②参照)			
]に関する基準	10 心身の状況等の把握 指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第111号第 112条(第17条準用)			
+	11 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第 112条(第18条第1項 準用)			
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第 112条(第18条第2項 準用)			
	12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。	都条例第111号第 112条(第19条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (13)参照)			
	13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定 通所介護を提供しているか。	都条例第111号第 112条(第20条準用)			
	14 居宅サービス計画の変更の援助 指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	都条例第111号第 112条(第21条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (14)参照)			
	15 サービスの提供の記録 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	都条例第111号第 112条(第23条第1項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (16)の①参照)			
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。	都条例第111号第 112条(第23条第2項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (16)の②参照)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	い
四運営に関する	16 利用料等の受領 (1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	都条例第111号第 104条第1項 都要領第三の6の3の (3)の①(第三の1の3 の(17)の①参照)			
基準	(2) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	都条例第111号第 104条第2項 都要領第三の6の3の (3)の①(第三の1の3 の(17)の②参照)			
	(3) 指定通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ ①~④に掲げるもののほか、指定通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの	都条例第111号第 104条第3項 都規則第141号第19 条 都要領第三の6の3の (3)の②			
	(4) 指定通所介護事業者は、(3)に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第 104条第4項 都要領第三の6の3の (3)の①(第三の1の3 の(17)の④参照)			
	(5) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第41条第8項			
	(6) 指定居宅サービス事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第65条			
	17 保険給付の請求の申請に必要となる証明書の交付 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支 払を受けた場合は、当該指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載し たサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	都条例第111号第 112条(第25条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (18)参照)			
	18 指定通所介護の基本取扱方針 (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。	都条例第111号第 105条第1項 都要領第三の6の3の (4)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	い
四運	(2) 指定通所介護事業者は、提供する指定通所介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。	都条例第111号第 105条第2項 都要領第三の6の3の (4)			
営に関する	19 指定通所介護の具体的取扱方針 (1) 20(1)に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第 106条第一号 都要領第三の6の3の (4)			
基準	(2) 通所介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、説明を行っているか。	都条例第111号第 106条第二号 都要領第三の6の3の (4)の③			
	(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護の提供を行っているか。	都条例第111号第 106条第三号 都要領第三の6の3の (4)			
	(4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供しているか。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整えているか。	都条例第111号第 106条第四号 都要領第三の6の3の (4)			
	(5) 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて通所介護計画の修正を行うなど、その改善を図っているか。	都要領第三の6の3の (4)の①			
	(6) 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じてグループを分けて対応しているか。	都要領第三の6の3の (4)の④			
	(7) 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でサービスを提供する場合においては、次に掲げる条件を満たしているか。 ① あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。 ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。	都要領第三の6の3の (4)の⑤			
	20 通所介護計画の作成 (1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ※通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって	都条例第111号第 107条第1項 都要領第三の6の3の (5)の①~③			
	解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課(プログラム)等を明らかにしているか。 (2) 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について利用者	都条例第111号第			
	又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	107条第2項 都要領第三の6の3の (5)の④			

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運	(3) 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。	都条例第111号第 107条第3項 都要領第三の6の3の (5)の④			
営に関す	(4) 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の 実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	都条例第111号第 107条第4項 都要領第三の6の3の (5)の⑤			
する基準	護計画の変更を行っているか。	都要領第三の6の3の (5)の⑤			
	(6) 通所介護計画の目標及び内容等については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	都要領第三の6の3の (5)の⑥			
	(7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	都要領第三の6の3の (5)の⑦(第三の1の3 の(20)の⑥準用)			
	21 利用者に関する区市町村への通知 指定通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例第111号第 112条(第30条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (21)参照)			
	22 緊急時等の対応 通所介護従業者等は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例第111号第 112条(第31条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (22)参照)			
	23 定員の遵守 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。	都条例第111号第 108条			
	24 衛生管理等 (1) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	都条例第111号第 109条第1項 都要領第三の6の3の (6)			
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めているか。(令和6年3月31日まで努力義務)	都条例第111号第 109条第2項 都規則第141号第19 条の2			
	①当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催 するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ることをしている か。	都要領第三の6の3の (6)の②			
	②当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。				
	③指定通所介護従業所において、指定通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止 のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。				

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	いいえ
四運営	25 非常災害対策 (1) 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	都条例第111号第 110条第1項 都要領第三の6の3の (7)		
に関する	(2) 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら	都条例第111号第 110条第2項 都要領第三の6の3の (7)		
基準	26 掲示 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 上記に規定する事項を記載した書面を当該指定通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる。	都条例第111号第 112条(第33条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (24)参照)		
	(1) 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家権の秘密を漏らしていないか。	都条例第111号第 112条(第34条第1項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (25)の①参照)		
	者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	都条例第111号第 112条(第34条第2項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (25)の②参照)		
	あらかじめ文書により得ているか。	都条例第111号第 112条(第34条第3項 準用) 準用) (11)(第三の6の3の (11)(第三の1の3の (25)の③参照)		
	28 広告 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	都条例第111号第 112条(第35条準用)		
		都条例第111号第 112条(第36条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (27)参照)		

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	
四 運営に関する	30 苦情処理 (1) 指定通所介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 ※具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	都条例第111号第 112条(第37条第1項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (28)の①参照)			
る基準	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	都条例第111号第 112条(第37条第2項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (28)の②参照)			
	(3) 指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (28)の②参照)			
	(4) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。	都条例第111号第 112条(第37条第3項 準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (28)の③参照)			
	(5) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 この場合において、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	都条例第111号第 112条(第37条第4項 準用)			
	31 地域との連携等 (1)指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等 との連携及び協力を行う等地域との交流を図っているか。	都条例第111号第 110条の2 都要領第三の6の3の (8)			
	(2) 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ※「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。				
		都条例第111号第 110条の2 都要領第三の6の3の (8)(第三の1の3の (29)の②参照)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営	32 事故発生時の対応 (1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	都条例第111号第 110条の3第1項 都要領第三の6の3の (9)			
に関する基	(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	都条例第111号第 110条の3第2項 都要領第三の6の3の (9)			
準	(3) 指定通所介護事業者は、「三 設備に関する基準」の1の(6)の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)の規定に準じた必要な措置を講じているか。	都条例第111号第 110条の3第3項 都要領第三の6の3の (9)			
	33 虐待の防止(令和6年3月31日まで努力義務)	都条例第111号第 112条(第39条の2準			
	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ①当該事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ②当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	用) 都規則第141号第20 条(第四条の3準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (31)参照)			
	34 会計の区分 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第111号第 112条(第40条準用) 都要領第三の6の3の (11)(第三の1の3の (32)参照)			
	35 記録の整備 (1) 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	都条例第111号第 111条第1項			
	(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 通所介護計画	都条例第111号第 111条第2項 都要領第三の6の3の (10)			
	② 四の15「サービスの提供の記録」に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 四の21「利用者に関する区市町村への通知」に規定する区市町村への通知に係る記録 ④ 四の30「苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 四の32「事故発生時の対応」に規定する事故の状況及び処置についての記録				
五 共生型通所	1 従業者の配置の基準 (1) 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であるか。	都条例第111号第 113条 都規則第141号第21 条第一号 都要領第三の6の4の (1)			
介護に関する基準	(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	都条例第111号第 113条 都規則第141号第21 条第二号 都要領第三の6の4の (3)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五 共生型通所介護に関する基準	2 設備に関する基準 指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしているか。 ※ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用する者に適したものとするよう配慮しているか。	都条例第111号第 113条 都要領第三の6の4の (2)			
六	変更の届出等	法第75条第1項			
変更の	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。				
届出		法第75条第2項			
等	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。				
七の護給付費の算	1 所要時間の取扱い 所要時間については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の一(厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法)に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。	厚告19号別表の6の 注1 老企36号第二の7の (1)			
定及	2 短時間の場合の取扱い	厚告19号別表6の注 2			
及び取扱い	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	を企36号第二の7の (2) 厚告94号第十四号			
	3 感染症又は災害を理由とする利用者数減少が生じている場合の取扱い 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用胃者数の実績が前 年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け 出た指定通所介護事業所において、サービスを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々 月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加 算しているか。 ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情が あると認められる場合は、当該加算の期間が満了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加 算することができる。	厚告19号別表6の注 3 老企36号第二の7の (3)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	4 9時間以上の場合に係る加算(延長加算) (1) 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(算定対象時間)が9時間以上となる時は、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は200単位を、13時間以上14時間未満の場合は250単位を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表6の注 4 老企36号第二の7の (3)			
定及	(2) 当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置しているか。				
取 扱	(3) 当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の通所介護の提供を受ける場合に当該加算を算定していないか。				
	5 共生型サービスの算定 ① 指定生活介護事業者が共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定しているか。 ② 指定自立訓練(機能訓練)事業者又は指定自立訓練(生活訓練)事業者が共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 ③ 指定児童発達支援事業者が共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 ④ 指定放課後等デイサービス事業者が共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	厚告19号別表6の注 5			
	6 生活相談員配置等加算 (1) 指定通所介護事業所において、5(共生型サービスの算定)を算定している場合は、1日につき13単位を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表6の注 6 老企36号第二の7の (6)			
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合しているか。 ① 生活相談員を1名以上配置していること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。	厚告19号別表6の注 6 老企36号第二の7の (6) 厚告95号第十四号 の二			
	7 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 指定通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表6の注 7 老企36号第二の7の (7) 厚告83号第二号			
	8 入浴介助加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1)入浴介助加算(I) 40単位 (2)入浴介助加算(I) 55単位	厚告19号別表6の注 8 老企36号第二の7の (8) 厚告94号第十四号 の三			

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	1 1 1	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 入浴介助加算(I) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 ロ 入浴介助加算(II) 次のいずれにも適合すること。 (1) イに掲げる基準に適合すること。 (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 (3) 当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 (4) 入浴計画に基づき、個浴その他利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。	厚告19号別表6の注 8 老企36号第二の7の (8) 厚告94号第十四号 の三			
	9 中重度者ケア体制加算 中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、1日につき45 単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、5(共生型サービスの算定)の単位数を算定している場合は、算定しない。	厚告19号別表6の注 9 老企36号第二の7の (9)			
	※厚生労働大臣が定める基準 ① 指定居宅サービス等基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ② 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ③ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。	厚告19号別表6の注 9 老企36号第二の7の (9) 厚告95号第十五号			
	10 生活機能向上連携加算 (1) 外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、1月につき200単位(個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位)を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表6の注 10 老企36号第二の7の (10) 厚告95号第十五号 の二			
	(2) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。				
	(3) (2)の個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しているか。				
	(4) 機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供しているか。				
	(5) 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価しているか。 また、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護鈴	(6) 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を受けているか。 その上で、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っているか。	厚告19号別表6の注 10 老企36号第二の7の (10) 厚告95号第十五号 の二			
給付費の算	(7) 機能訓練に関する記録は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしているか。				
定及び取	11 個別機能訓練加算 次の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、 機能訓練を行っている場合には、当該基準の区分に従い、1日につき所定単位数を加算している か。 イ 個別機能訓練加算(I)イ 次のいずれにも適合すること。	厚告19号別表6の注 11 老企36号第二の7の (11) 厚告95号第十六号 のイ			
	(1) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。 (2) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下、「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 (4)機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練計画の見直し等を行っていること。 ※利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なおテレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省のガイドラインを遵守すること。 (5)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。				
	ロ 個別機能訓練加算(I)ロ 次のいずれにも適合すること。 (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士などを指定通所介護を行う時間を通じて1名以上配置していること。 (2) イ(2)から(5)に掲げる基準に適合すること。	厚告19号別表6の注 11 老企36号第二の7の (11) 厚告95号第十六号 のロ			
	ハ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること (1) イ(1)から(5)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。 (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。	厚告19号別表6の注 11 老企36号第二の7の (11) 厚告95号第十六号 のハ			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	12 ADL維持等加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所において、指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算しているか。 【経過措置】 ① 令和3年3月31日において改正前のADL維持等加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後のADL維持等加算に係る届出を行っていないものにおける改正前のADL維持等加算(I)(1月につき3単位)の算定については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、改正前の「ADL維持等加算(I)」は「ADL維持等加算(Ⅲ)」と読み替	厚告19号別表6の注 12 老企36号第二の7の (12) 厚告94第十五号の 二 厚告95号第十六号 の二			
	える。 ② 令和3年4月30日までの間は、改正後のADL維持等加算の適用については、本規定中「翌月から12月以内の期間」とあるのは「翌月から12月以内の期間又は満了日の属する年度の次の年度内」とする。 ※厚生労働大臣が定める基準	厚告19号別表6の注			
	イ ADL維持加算(I) 次のいずれにも適合しているか。 ① 評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間((2)において「評価対象利用期間」)が6 月を超えるものをいう)の総数が10人以上であること。 ② 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出しているか。 ③ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」)の値が1以上であること。	12 老企36号第二の7の (12) 厚告94第十五号の 二 厚告95号第十六号 の二			
	ロ ADL維持加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合しているか。 ① イ①から②の基準に適合していること。 ② 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。	厚告19号別表6の注 12 老企36号第二の7の (12) 厚告94第十五号の 二 厚告95号第十六号 の二			
	13 認知症加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表6の注 13 老企36号第二の7の (13) 厚告94第十六号 厚告95号第十七号			
	※厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合しているか。 イ指定基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 口指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 ハ指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。	厚告19号別表6の注 13 老企36号第二の7の (13) 厚告94第十六号 厚告95号第十七号			

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	14 若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症利用者に対して指定通所介護を行った場合は、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。	厚告19号別表6の注 14 老企36号第二の7の (14) 厚告95号第十八号			
付費の算	※厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているか。	厚告19号別表6の注 14 老企36号第二の7の (14) 厚告95号第十八号			
及び取扱	15 栄養アセスメント加算について 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出をし、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない。 (1)当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2)利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の者が共同し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 (3)利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実態に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (4)別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)。	厚告19号別表6の注 15 老企36号第二の7の (15) 厚告95号第十八号 の二			
	16 栄養改善加算 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。 ① 当該事業所の職員として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。 ② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ⑤ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)	厚告19号別表6の注 16 老企36号第二の7の (16) 厚告95号第十九号			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	該	いいえ
ガ護給付費の算定及び	17 口腔・栄養スクリーニング加算 別に厚生労働省が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるそのほかの加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合に合っては算定しない。 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 20単位(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位	厚告19号別表6の注 17 老36号第二の7の (17) 厚告95号第十九号 の二			
取扱い	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位 次のいずれにも適合しているか。 (1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄誉状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (3) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。 (4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。 (一)栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 (二)当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位				
	次のいずれかに適合しているか。 (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 (二)算定日に属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 (三)算定日の属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 (二)算定日の属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (三)算定日の属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。				
	78 口腔機能向上加算 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるそのほかの加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 150単位 口 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位	厚告19号別表6の注 18 老企36号第二の7の (18) 厚告95号第二十号			

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取	※厚生労働大臣が定める基準 イ 口腔機能向上加算(I) 次のいずれにも適合すること。 (1)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (2)利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職 員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成 していること。 (3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が 口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 (5)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	厚告19号別表6の注 18 老企36号第二の7の (18) 厚告95号第二十号			
収扱い	ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること (1)イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に科学的情報システム(LIFE)を用いて提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。				
	19 科学的介護推進体制加算 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者に対し指 定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数 に加算しているか。	厚告19号別表6の注 19 老企36号第二の7の (19)			
	(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に科学的情報システム(LIFE)を用いて提出していること。				
	(2) 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。				
	20 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該 指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき94単位を減算 しているか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に 対して送迎を行った場合は、この限りでない。	厚告19号別表6の注 21 老企36号第二の7の (20)			
	21 送迎を行わない場合の取扱い 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47単位を所定単位数から減算しているか。	厚告19号別表6の注 22 老企36号第二の7の (21)			
	22 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定の単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、以下に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位	厚告19号別表6の二 の注 老企36号第二の7の (24) 厚告95号第二十三 号			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	い
七 介護給付費の算定及	※厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ② 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護職員の占める割合が100分の25以上であること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	厚告19号別表6の二 の注 老企36号第二の7の (24) 厚告95号第二十三 号		
び取扱い	ロ サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			
	 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、100分の40以上であること。 ② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 			
	22 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の59に相当する単位数(2) 介護職員処遇改善加算(II) 算定した単位数の1000分の43に相当する単位数(3) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数(5) 介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っていな、令和4年3月31日までの間は、従前の例によることができる。	厚告19号別表6のホ の注 老企36号第二の7の (25) 厚告95号第二十四 号		

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	高炎	いいえ
七の護給付費の算定及	※厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画である置した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法)、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定通所介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (一) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する社組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (次) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (次) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	厚告19号別表6のホの注 を企36号第二の7の (25) 厚告95号第二十四 号			
	ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。				
	二 介護職員処遇改善加算(IV) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに 適合すること。				
	ホ 介護職員処遇改善加算(V) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				

項目	確認事項	根拠法令等	せら	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定る	23 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の12に相当する単位数(2) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	厚告19号別表6のへ の注 老企36号第二の7の (26) 厚告95号第二十四 号の二			
及び取扱い	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員の方ち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以及以賃金改善の費後の賃金の見込額が年額840万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員を除ぐ。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除ぐ。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均方、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均方、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均方、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均方と回っていること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善を同り記額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。(2) 当該指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画十届け出ること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の職員の処遇改善に関すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業所の職員の処遇改善に関すること。ただし、経営であれずに届け出ること。(3) 介護費におけるサービス提供体制強化加算(I) 又は(II)のいずれかを届け出ていること。(6) 通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを第定していること。(6) 通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを第定していること。(8) (7)の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していること。(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用をの他の適切な方法により公表していること。(10) の別の場では、日本に関するとは、日本に関するとは、日本に対し				
	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				